

公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部

新宿地域会規則（地域会総会決議案）

（総則）

第1条 この規則は地域会規程第1条第2項及び関東甲信越支部地域会規約（以下、地域会規約という）第1条第2項により、関東甲信越支部新宿地域会（以下、この地域会という）における地域会の運営に関し必要な事項を定める。

（設置）

第2条 総会及び支部総会の決議を経て、関東甲信越支部に新宿地域会を設置する。

2 この地域会の構成単位は東京都新宿区の行政区画とする。

（名称）

第3条 この地域会の名称は、「公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部新宿地域会」とする。

2 この地域会は「JIA新宿地域会」を通称とする。

（目的・事業）

第4条 この地域会は、支部事業の補佐と併せ、支部との連携のもと、所管する地域の行政、市民、他団体と協調しながら地域に根ざした活動を行い、定款第3条に定める本会の目的達成に努める。

（会員）

第5条 この地域会は、東京都新宿区内に居住あるいは主たる業務を行う正会員で、この地域会の目的に賛同し地域会の事業に参加する者を会員とする。会員が他の地域会に所属するか否かは問わない。

2 ただし、役員会による決議により認められた正会員は会員とすることができる。

（地域会協力会員）

第6条 この地域会は、本会の趣旨に賛同し、地域会の事業に参加、支援をする個人、法人または団体を、地域会登録の準会員、協力会員として募ることができる。

2 この地域会は1項の会員の他に、地域会サポーターを募ることができる。

（役員）

第7条 この地域会に次の役員を置く。役員任期は1期2年とし、再任は妨げない。

代表	1名
副代表	2名以内
事務局長	1名（幹事の中から選出する）
幹事	6名以内（会計幹事を含む）
監査	2名
顧問	若干名

2 役員は正会員の互選により総会の決議を得て選出する。

3 原則として役員交代はそれぞれの役職の半数ずつ行う。

（役員職務）

第8条 代表はこの地域会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは代表が予め定めた順序でその職務を代行する。

3 幹事は地域会活動の中心を担う。

4 監査は事業会計の執行状況を監査し、代表及び地域会総会に報告する。

(総会)

第9条 総会は、地域会規約第9条によるほか下記による。

- 2 通常総会は毎年1回、事業年度終了後2ヵ月以内に支部総会に先立って開催する。
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の五分之一以上もしくは監査から会議の目的事項を示して請求があったとき、すみやかに開催する。
- 4 総会は、この地域会に所属する正会員により構成する。
- 5 この地域会に登録する準会員と協力会員は、地域会総会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。
- 6 総会は構成員の二分之一以上の出席（他の出席構成員に対する委任状による出席を含む）がなければ開催することができない。
- 7 総会の議長は、その総会に於いて、出席正会員の中から代表が指名する。
- 8 総会の決議は、この規則に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 9 議長は決議に加わる権利を有しない。
- 10 通常総会は以下に定める事項を決議する。
 - (1) 事業報告、収支報告書、貸借対照表及び損益計算書の承認
 - (2) 役員を選任及び解任に関し地域会規則により総会決議事項と定められた事項
 - (3) その他、地域会の運営に関する重要な事項
- 11 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、支部役員会に報告しなければならない。

(役員会)

第10条 この地域会の役員会は、地域会規約第10条によるほか下記による。

- 2 役員会は、第7条に定める役員をもって構成する。
- 3 役員会は代表が必要と認めたとき、または幹事の二分之一以上もしくは地域会監査から会議の目的事項を示して請求があったときすみやかに開催する。
- 4 役員会の議長は、代表または代表が指名する役員がこれにあたる。
- 5 役員会は、構成員の二分之一以上出席しなければ開催することができない。
- 6 役員会の決議は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 7 役員会の求めに応じて、会員等は役員会に出席し意見を述べるができるが、議決には加わらない。
- 8 役員会はこの規則に別に定める事項のほか、次のことを決議する。
 - (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会の開催及びこれに付議すべき事項
 - (3) 地域会の事業計画及び予算
 - (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- 9 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、必要に応じて支部役員会に報告する。

(財産及び会計)

第11条 この地域会の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。

- 2 この地域会の事業計画及び予算は、役員会において承認した後、当該事業年度開始の2ヵ月前までに、支部役員会及び理事会の承認を得る。
- 3 この地域会の事業報告及び決算は、事業年度終了後遅滞なく地域会総会において承認した後、支部役員会及び理事会に報告する。

(統合・分割及び廃止)

第12条 この地域会は、以下のいずれかの場合に理事会の承認及び総会の決議を得て、地域会の統合、分割及び廃止をすることができる。

- (1) 地域会総会において所属正会員の2/3以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき。
- (2) 支部総会において所属正会員の1/2以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき。

(委員会・部会)

第13条 地域会活動の促進及び円滑な事業の執行をはかるため、役員会の決議を経てこの地域会に委員会・部会を置くことができる。

- 2 委員会・部会の運営に関する事項は、本部及び支部が別に定める委員会規程及び部会規程を準用するほか、役員会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第14条 地域会の事務処理を適切に行うため、この地域会に事務局を置くことができる。

- 2 事務局に所用の事務局員を置く場合には、その組織、運営に必要な事項は、支部役員会の承認を得て、地域会役員会の決議により別に定める。

(準用)

第15条 この規則に定めのない事項については、定款、地域会規程、地域会規約を準用する。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、地域会総会の決議を経て、支部役員会の承認による。

(規則・細則)

第17条 この規則の施行について必要な細則または基準は、地域会役員会の決議を経て制定、変更及び廃止することができる。

- 2 前項の細則・基準の制定・変更・廃止を行ったときは、支部役員会に報告する。

(附則) この規則は2013年度関東甲信越支部新宿地域会通常総会の決議の日より施行する。

- 2 地域会の公告は電子公告により行う。

<参考1> 規則による年間日程まとめ

前年度 1月末まで	事業計画及び予算：地域会役員会承認 → 支部役員会及び理事会の承認 (第11条2項)
新年度 4月	事業報告及び決算：地域会総会承認 → 支部役員会及び理事会の承認 (第11条3項) 通常総会の開催：事業年度終了後2ヶ月以内に支部総会に先だって開催 (第9条2項)

<参考2> 総会以降の主な変更事項

第7条1項	幹事部分、括弧書き部分の移動
第8条2項	「代表の定めた順序」を追加
第9条6項	構成員の三分の一を二分の一に変更
第10条4項	地域会長を代表へ変更
第10条7項	顧問、相談役を削除